

様式

様式1-1 工事設計書（自己水源を持つ専用水道）

様式1-2 工事設計書（自己水源を持たない専用水道）

様式2 審査意見書

様式3-1 布設工事設計の確認通知書

様式3-2 布設工事設計の不適合通知書

様式3-3 布設工事設計の確認不能通知書

様式4 専用水道台帳

様式5 水質検査結果書の提出書

様式6 専用水道立入検査結果

工事設計書（自己水源を持つ専用水道）

- 1 専用水道の名称
- 2 一日最大給水量及び一日平均給水量

一日最大給水量	m^3	一人一日最大給水量	リットル
一日平均給水量	m^3	一人一日平均給水量	リットル
- 3 水源
 - (1) 水源の種別
 - ア 河川水、湖沼水、ダム水、伏流水、浅層地下水、深層地下水、湧水
 - イ 他の水道から供給を受ける水に混合する場合は、水道事業者名
 - (2) 取水地点
 - ア 取水地点周辺の概況
 - イ 取水地点（地番、採水層の深さ）
 - (3) 水源の水量の概算
許可水量又は許可見込み水量、取水可能な水量の最大値（地下水にあつては、限界揚水量）
 - (4) 水質試験の結果（水質が最も低下する時期のもの）
- 4 水道施設の概要
水道施設の全体についての概括的な記載（施設フロー図等）
- 5 各水道施設の設置場所、標高、水位（変動する場合は、高水位及び低水位）、規模（容量、寸法）、構造（形状、材質、型式）
- 6 浄水方法
 - (1) 消毒のみの方式、膜ろ過方式、緩速ろ過方式、急速ろ過方式の別
 - (2) 浄水処理工程別の概要
 - (3) 高度浄水処理の有無（処理対象物質、処理方法）
- 7 布設工事の着手予定年月日及び完了予定年月日

※その他添付書類

- (1) 水の供給を受ける者の数を記載した書類
- (2) 図面
 - ア 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
 - イ 水道施設の位置を明らかにする地図
 - ウ 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
 - エ 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - オ 導水管きょ、送水管、配水管及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

工事設計書（自己水源を持たない専用水道）

1 専用水道の名称

2 一日最大給水量及び一日平均給水量

一日最大給水量	m ³	一人一日最大給水量	リットル
一日平均給水量	m ³	一人一日平均給水量	リットル

3 水源

(1) 供給を受ける予定の水道事業者

(2) 受水槽の位置（地番）

(3) 受水する予定量

(4) 水質試験の結果

（水道事業者がホームページ等で公開しているもので可）

4 水道施設の概要

水道施設の全体についての概括的な記載（施設フロー図等）

5 各水道施設の設置場所、標高、水位（変動する場合は、高水位及び低水位）、規模（容量、寸法）、構造（形状、材質、型式）

6 布設工事の着手予定年月日及び完了予定年月日

※その他添付書類

(1) 水の供給を受ける者の数を記載した書類

(2) 図面

ア 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面

イ 水道施設の位置を明らかにする地図

ウ 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

エ 給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

審査意見書

<p>専用水道の設置場所</p>	
<p>専用水道の名称</p>	
<p>施設の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水の供給を受ける者の人数 人 ・一日最大給水量 m^3/日 ・一日平均給水量 m^3/日 ・水源の種別 自己水源 () 受 水 (水道) ・取水(受水)地点 () ・浄水施設 (浄水方法 、 浄水能力 m^3/日) ・配水施設 (配水池の材質 、 容量 m^3) (受水槽の材質 、 有効容量 m^3)
<p>審査年月日・審査担当者</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日 審査担当者</p>
<p>意見</p>	<p>水道法第5条の規定に基づく施設基準に () 適合することを確認する。 () 適合しないことを確認する。 () 適合するかしないか判断できない。</p>

1 適合しない項目及び理由

2 適合するかしないか判断できない理由

3 審査内容(別紙)

3 審査内容

※受水型の場合は、取水施設から送水施設を除き、配水施設にあつては、配水池を水槽と、配水管を給水管と読み替える。

審査項目	審査内容	適否	備考
形式審査	専用水道に該当するか。		
	確認申請書及び工事設計書等必要な添付書類が整っており、かつ、必要な事項が記載されているか。		

工事設計書

一日最大休止量 及び一日平均給水量	一日最大給水量及び一日平均給水量が記載されているか。		
水源の種別及び取水地点	水源の種別が明記されているか。		
	水源の取水地点が明示されているか。		
水量の概算及び水質試験	取水量（受水量）が一日最大給水量を上まわっているか。		
	取水量が確実であるか。		
	原水の水質試験結果が記載されているか。		
主要な水道施設の概要	水道施設全体について、概括的に記述してあるか。		
水道施設の位置、 規模及び構造	水道施設の位置（標高及び水位を含む。）が明記されており、汚染等のおそれがないか。		
	規模及び構造が記載してあるか。		
浄水方法	消毒のみ方式、緩速ろ過方式、急速ろ過方式、膜ろ過方式の別が記載されており、浄水処理工程ごとに諸元が記載してあるか。		
工事の着手及び完了 の予定年月日	工事の着手、完了の予定年月日に矛盾はないか。		
	確認申請の日から20日以内に工事着手することになっていないか。		

施設基準（法第5条）

取水施設	できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるか。		
貯水施設	渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有しているか。		
導水施設	必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有しているか。		
浄水施設	原水の質及び量に応じて、水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈殿池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えているか。		
送水施設	必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有しているか。		
配水施設	必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有しているか。		
位置及び配列	位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮したものになっているか。		
構造及び材質	水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものとなっているか。		

審査項目	審査内容	適否	備考	
施設基準（技術的基準省令）				
一般事項	1-1-1	水質基準に適合する必要量の浄水を所要の水圧で連続して供給することができるか。		
	1-1-2	需要の変動に応じて、浄水を安定的かつ効率的に供給することができるか。		
	1-1-3 -イ	予備の施設又は設備が設けられているか。		
	1-1-3 -ロ	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設が分散して配置されているか。		
	1-1-3 -ハ	水道施設自体又は当該施設が属する系統としての多重性を有しているか（導水施設、送水施設、配水施設の多系統化並びにこれらの系統の間で水道水を相互融通できる整備の措置をいう。）。		
	1-1-4	災害その他非常の場合に断水その他の給水への影響（水圧の低下、水質の悪化）ができるだけ少なくなるように配慮されたもの（緊急遮断弁の整備、送配水の管路に水の貯留機能を併せ持つ施設の整備）であるとともに、速やかに復旧できるように配慮されたものであるか。		
	1-1-5	環境の保全に配慮されたものであるか。		
	1-1-6	地形、地質その他の自然的条件を勘案して、自重、積載荷重、水圧、土圧、揚圧力、浮力、地震力、積雪荷重、氷圧、温度荷重等の予想される荷重に対して安全な構造であるか。（対象とする地震規模を想定した上で施設の設計を行っているか。）		
	1-1-7	施設の重要度に応じて、地震力に対して安全な構造であるとともに、地震により生ずる液状化、側方流動等によって生ずる影響に配慮されたものであるか。		
	1-1-8	漏水のおそれがないように必要な水密性を有する構造であるか。		
	1-1-9	維持管理を確実かつ容易に行うことができるように配慮された構造であるか。		
	1-1-10	水の汚染のおそれがないように、必要に応じて、暗きょとし、又は柵の設置その他の必要な措置が講じられているか。		
	1-1-11	規模及び特性に応じて、流量、水圧、水位、水質その他の運転状況を監視し、制御するために必要な設備が設けられているか。		
	1-1-11の2	施設の運転を管理する電子計算機が水の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保するために必要な措置が講じられていること。		
	1-1-12	災害その他非常の場合における被害の拡大を防止するために、必要に応じて、遮断弁その他の必要な設備が設けられているか。		
1-1-13	海水又はかん水（以下「海水等」という。）を原水とする場合にあっては、ほう素の量が1リットルにつき1.0ミリグラム以下である浄水を供給することができるか。			
1-1-14	浄水又は浄水処理過程における水に凝集剤、凝集補助剤、水素イオン濃度調整剤、粉末活性炭その他の薬品又は消毒剤を注入する場合にあっては、当該薬品等の特性に応じて、必要量の薬品等を注入することができる設備が設けられているとともに、当該設備の材質が、当該薬品等の使用条件に応じた必要な耐食性を有しているか。			
1-1-15	薬品等注入設備を設ける場合にあっては、予備設備が設けられているか。ただし、薬品等注入設備が停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。			

審査項目		審査内容	適否	備考
一般事項	1-1-16	浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質は、技術的基準省令別表第1の上覧に掲げる事項につき、同表の下覧に掲げる基準に適合しているか。		
	1-1-17 -イ	資材又は設備（資機材等）は、使用される場所の状況に応じた必要な強度、耐久性、耐摩耗性、耐食性及び水密性を有しているか。		
	1-1-17 -ロ	資材又は設備（資機材等）は、水の汚染のおそれがないか。		
	1-1-17 -ハ	浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）の材質は、厚生労働大臣が定める資機材等の材質に関する試験により供試品について浸出させたとき、その浸出液は、技術的基準省令別表第2の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合しているか。		
取水施設	共通事項	2-1-1	原水の水質の状況に応じて、できるだけ良質の原水を取り入れることができるように配慮した位置及び種類となっているか。	
		2-1-2	災害その他非常の場合又は施設の点検を行う場合に取水を停止することができる設備が設けられているか。	
		2-1-3	前2号に掲げるもののほか、できるだけ良質な原水を必要量取り入れることができるものとなっているか。	
	地表水	2-2-1	洪水、洗掘、流木、流砂等のため、取水が困難となるおそれが少なく、地形及び地質の状況を勘案し、取水に支障を及ぼすおそれがないように配慮した位置及び種類となっているか。	
		2-2-2	堰（せき）、水門等を設ける場合にあっては、当該堰、水門等が、洪水による流水の作用に対して安全な構造となっているか。	
		2-2-3	必要に応じて、取水部にスクリーンが設けられているか。	
		2-2-4	必要に応じて、原水中の砂を除去するために必要な設備が設けられているか。	
	地下水	2-3-1	水質の汚染及び塩水化のおそれが少ない位置及び種類となっているか。	
		2-3-2	集水埋きよは、閉塞のおそれが少ない構造となっているか。	
		2-3-3	集水埋きよの位置を定めるに当たっては、集水埋きよの周辺に帯水層があることが確認されているか。	
		2-3-4	露出又は流出のおそれがないように河床の表面から集水埋きよまでの深さが確保されているか。	
		2-3-5	一日最大取水量を常時取り入れるのに必要な能力を有しているか。	
	2-4	2-3-5の能力は、揚水量が、取水埋きよによって取水する場合にあっては、透水試験の結果を、井戸によって取水する場合にあっては、揚水試験の結果を基礎として設定されたものとなっているか。		
	貯水施設	3-1-1	貯水容量並びに設置場所の地形及び地質に応じて、安全性及び経済性に配慮した位置及び種類となっているか。	
3-1-2		地震及び強風による波浪に対して安全な構造となっているか。		
3-1-3		洪水に対処するために洪水吐きその他の必要な設備が設けられているか。		
3-1-4		水質の悪化を防止するために、必要に応じて、ばっ気設備の設置その他の必要な措置が講じられているか。		
3-1-5		漏水を防止するために必要な措置が講じられているか。		

審査項目		審査内容	適否	備考	
貯水施設	3-1-6	放流水が貯水施設及びその付近に悪影響を及ぼすおそれがないように配慮されているか。			
	3-1-7	渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものとなっているか。			
導水施設	4-1-1	導水施設の上下流にある水道施設の標高、導水量、地形、地質等に応じて、安定性及び経済性に配慮した位置及び方法（ポンプ加圧式、自然流下式等）となっているか。			
	4-1-2	水質の安定した原水を安定的に必要な量送ることができるように、必要に応じて、原水調整池が設けられているか。			
	4-1-3	地形及び地勢に応じて、余水吐き、接合井、排水設備、制水弁、制水扉、空気弁又は伸縮継手が設けられているか。			
	4-1-4	ポンプを設ける場合にあっては、必要に応じて、水撃作用の軽減を図るために必要な措置が講じられているか。			
	4-1-5 -イ	ポンプは、必要量の原水を安定的かつ効率的に送ることができる容量、台数及び形式であるか。			
	4-1-5 -ロ	ポンプは、予備設備が設けられているか。ただし、ポンプが停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。			
	4-1-6	前各号に掲げるもののほか、必要量の原水を送るのに必要な設備を有しているか。			
浄水施設	共通事項	5-1-1	地表水又は地下水を原水とする場合にあっては、水道施設の規模、原水の水質及びその変動の程度等に応じて、消毒処理、緩速ろ過、急速ろ過、膜ろ過、粉末活性炭処理、粒状活性炭処理、オゾン処理、生物処理その他の方法により、所要の水質が得られるものとなっているか。		
		5-1-2 -イ	海水等を淡水化する場合に生じる濃縮水の放流による環境の保全上の支障が生じないように必要な措置が講じられているか。		
		5-1-2 -ロ	海水等を淡水化する場合に逆浸透法又は電気透析法を用いる場合にあっては、所要の水質を得るための前処理のための設備が設けられているか。		
		5-1-3	各浄水処理の工程がそれぞれの機能を充分発揮させることができ、かつ、布設及び維持管理を効率的に行うことができるように配置されているか。		
		5-1-4	濁度、水素イオン濃度指数その他の水質、水位及び水量の測定のための設備が設けられているか。		
		5-1-5 -イ	消毒設備は、消毒の効果をj得るために必要な時間、水が消毒剤に接触する構造であるか。		
		5-1-5 -ロ	消毒設備は、消毒剤の供給量を調節するための設備が設けられているか。		
		5-1-5 -ハ	消毒剤の注入設備には、予備設備が設けられているか。		
		5-1-5 -ニ	消毒剤を常時安定して供給するために必要な措置が講じられているか。		
		5-1-5 -ホ	液化塩素を使用する場合にあっては、液化塩素が漏出したときに当該液化塩素を中和するために必要な措置が講じられているか。		
		5-1-6	施設の改造若しくは更新又は点検により給水に支障が生じるおそれがある場合にあっては、必要な予備の施設又は設備が設けられているか。		
		5-1-7	送水量の変動に応じて、浄水を安定的かつ効率的に送ることができるように、必要に応じて、浄水を貯留する設備が設けられているか。		

審査項目		審査内容	適否	備考	
浄水施設	共通事項	5-1-8	原水に耐塩索性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、次に掲げるいずれかの要件が備えられていること。①ろ過等の設備であって、耐塩索性病原生物を除去することができるものが設けられていること。②地表水を原水とする場合にあっては、ろ過等の設備に加え、ろ過等の設備の後に、原水中の耐塩索性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。ただし、当該紫外線処理設備における紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものである場合に限る。③地表水以外を原水とする場合にあっては、原水中の耐塩索性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。ただし、当該紫外線処理設備における紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものである場合に限る。		
		5-1-9	ろ過池又はろ過膜（以下「ろ過設備」という。）を設ける場合にあっては、予備設備が設けられているか。ただし、ろ過設備が停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。		
		5-1-10	ろ過設備の洗浄排水、沈殿池等からの排水その他の浄水処理過程で生じる排水（以下「浄水処理排水」という。）を公共水域に放流する場合にあっては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な設備が設けられているか。		
		5-1-11	ろ過池を設ける場合にあっては、水の汚染のおそれがないように、必要に応じて、覆いの設置その他の必要な措置が講じられているか。		
		5-1-12	浄水処理排水を原水として用いる場合にあっては、浄水又は浄水処理の工程に支障が生じないように必要な措置が講じられているか。		
		5-1-13	浄水処理をした水の水質により、水道施設が著しく腐食することのないように配慮されているか。		
		5-1-14	前各号に掲げるもののほか、水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な設備を備えているか。		
	緩速ろ過	5-2-1	ろ過池は、浮遊物質を有効に除去することができる構造であるか。		
		5-2-2	ろ過砂は、原水中の浮遊物質を有効に除去することができる粒径分布を有しているか。		
		5-2-3	原水の水質に応じて、所要の水質の水を得るために必要な時間、水がろ過砂に接触する構造であるか。		
		5-2-4	ろ過池に加えて、原水の水質に応じて、沈殿池その他の設備が設けられているか。		
		5-2-5	沈殿池を設ける場合にあっては、浮遊物質を有効に沈殿させることができ、かつ、沈殿物を容易に排出することができる構造となっているか。		
	急速ろ過	5-3-1	薬品注入設備、凝集池、沈殿池及びろ過池に加えて、原水の水質に応じて、所要の水質の水を得るのに必要な設備が設けられているか。		
		5-3-2	凝集池は、凝集剤を原水に適切に混和させることにより良好なフロックが形成される構造であるか。		
		5-3-3	沈殿池は、浮遊物質を有効に沈殿させることができ、かつ、沈殿物を容易に排出することができる構造であるか。		
		5-3-4	ろ過池は、浮遊物質を有効に除去することができる構造であるか。		

審査項目		審査内容	適否	備考
浄水施設	急速ろ過	5-3-5	ろ材の洗浄により、ろ材に付着した浮遊物質を有効に除去することができ、かつ、除去された浮遊物質を排出することができる構造であるか。	
		5-3-6	ろ材は、原水中の浮遊物質を有効に除去することができる粒径分布を有しているか。	
		5-3-7	ろ過速度は、凝集及び沈殿処理をした水の水質、使用するろ材及びろ層の厚さに応じて、所要の水質のろ過水が安定して得られるように設定されているか。	
	膜ろ過	5-4-1	膜ろ過設備は、膜の表面全体で安定してろ過を行うことができる構造であるか。	
		5-4-2	膜モジュールの洗浄により、膜モジュールに付着した浮遊物質を有効に除去することができ、かつ、洗浄排水を排出することができる構造であるか。	
		5-4-3	膜の両面における水圧の差（膜圧差）、膜ろ過水量及び膜ろ過水の濁度を監視し、かつ、これらに異常な事態が生じた場合に関係する浄水施設の運転を速やかに停止することができる設備が設けられているか。	
		5-4-4	膜モジュールは、容易に破損し、又は変形しないものであり、かつ、必要な通水性及び耐圧性を有しているか。	
		5-4-5	膜モジュールは、原水中の浮遊物質を有効に除去することができる構造であるか。	
		5-4-6	ろ過速度（膜ろ過流速）は、原水の水質及び最低水温、膜の種類、前処理等の諸条件に応じて、所要の水質のろ過水が安定して得られるように設定されているか。	
		5-4-7	膜ろ過設備に加えて、原水の水質に応じて、前処理のための設備その他の必要な設備が設けられているか。	
		5-4-8	前処理のための設備は、膜モジュールの構造、材質及び性能に応じて、所要の水質の水が得られる構造であるか。	
	粉末活性炭	5-5-1	粉末活性炭の注入設備は、適切な効果を得るために必要な時間、水が粉末活性炭に接触する位置に設けられているか。	
		5-5-2	粉末活性炭は、所要の水質の水を得るために必要な性状を有するものであるか。	
		5-5-3	粉末活性炭処理の後に、粉末活性炭が浄水に漏出するのを防止するために必要な措置が講じられているか。	
	粒状活性炭	5-6-1	原水の水質に応じて、所要の水質の水を得るために必要な時間、水が粒状活性炭に接触する構造であるか。	
		5-6-2	粒状活性炭の洗浄により、粒状活性炭に付着した浮遊物質を有効に除去することができ、かつ、除去された浮遊物質を排出することができる構造であるか。	
		5-6-3	粒状活性炭は、所要の水質の水を得るために必要な性状を有するものであるか。	
		5-6-4	粒状活性炭及びその微粉並びに粒状活性炭層内の微生物が浄水に漏出するのを防止するために必要な措置が講じられているか。	
		5-6-5	粒状活性炭層内の微生物により浄水処理を行う場合にあっては、粒状活性炭層内で当該微生物の特性に応じた適切な生息環境を保持するために必要な措置が講じられているか。	
	オゾン	5-7-1	オゾン接触槽は、オゾンと水とが効率的に混和される構造であるか。	
5-7-2		オゾン接触槽は、所要の水質の水を得るために必要な時間、水がオゾンに接触する構造であるか。		
5-7-3		オゾン処理設備の後に、粒状活性炭処理設備が設けられているか。		
5-7-4		オゾンの漏えいを検知し、又は防止するために必要な措置が講じられているか。		

審査項目		審査内容	適否	備考
浄水施設	生物処理	5-8-1	接触槽は、生物処理が安定して行われるために必要な時間、水が微生物と接触する構造であるとともに、当該微生物の特性に応じた適切な生息環境を保持するために必要な措置が講じられているか。	
		5-8-2	接触槽の後に、接触槽内の微生物が浄水に漏出するのを防止するために必要な措置が講じられているか。	
	紫外線	5-9-1	紫外線照射槽は、紫外線処理の効果をj得るために必要な時間、水が紫外線に照射される構造であるか。	
		5-9-2	紫外線照射装置は、紫外線照射槽内の紫外線強度の分布が所要の効果をj得るものとなるように紫外線を照射する構造であるとともに、当該紫外線を常時安定して照射するために必要な措置が講じられているか。	
		5-9-3	水に照射される紫外線の強度の監視のための設備が設けられているか。	
		5-9-4	紫外線が照射される水の濁度及び水量の監視のための設備が設けられているか。ただし、地表水以外を原水とする場合にあつては、水の濁度の監視のための設備については、当該水の濁度が紫外線処理に支障を及ぼさないことが明らかである場合は、この限りではない。	
5-9-5	紫外線照射槽内に紫外線ランプを設ける場合にあつては、紫外線ランプの破損を防止する措置が講じられ、かつ、紫外線ランプの状態の監視のための設備が設けられているか。			
送水施設	6-1-1	送水施設の上下流にある水道施設の標高、送水量、地形、地質等に応じて、安定性及び経済性に配慮した位置及び方法（ポンプ加圧式、自然流下式等）であるか。		
	6-1-2	地形及び地勢に応じて、接合井、排水設備、制水弁、制水扉、空気弁又は伸縮継手が設けられているか。		
	6-1-3	送水管内で負圧が生じないために必要な措置が講じられているか。		
	6-1-4	ポンプを設ける場合にあつては、必要に応じて、水撃作用の軽減を図るために必要な措置が講じられているか。		
	6-1-5 -イ	ポンプは、必要量の浄水を安定的かつ効率的に送ることができる容量、台数及び形式であるか。		
	6-1-5 -ロ	ポンプは、予備設備が設けられているか。ただし、ポンプが停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。		
6-1-6	前各号に掲げるもののほか、必要量の送水を送るのに必要な設備を有しているか。			
配水施設	7-1-1	配水区域は、地形、地勢その他の自然的条件及び土地利用その他の社会的条件を考慮して、合理的かつ経済的な施設の維持管理ができるように、必要に応じて、適正な区域に分割されているか。		
	7-1-2	配水区域の地形、地勢その他の自然的条件に応じて、効率的に配水施設が設けられているか。		
	7-1-3	配水施設の上流にある水道施設と配水区域の標高、配水量、地形等が考慮された配水方法であるか。		
	7-1-4	需要の変動に応じて、常時浄水を供給することができるように、必要に応じて、配水区域ごとに配水池及び配水のために容量を調節する設備（以下「配水池等」という。）が設けられ、かつ、適正な管径を有する配水管が布設されているか。		
	7-1-5	地形、地勢及び給水条件に応じて、排水設備、制水弁、減圧弁、空気弁又は伸縮継手が設けられているか。		
	7-1-6	配水施設内の浄水を採水するために必要な措置が講じられているか。		

審査項目	審査内容	適否	備考	
配水施設	7-1-7	災害その他非常の場合に断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなるように必要な措置が講じられているか。		
	7-1-8	配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最小動水圧が150キロパスカルを下らないか。ただし、給水に支障がない場合は、この限りでない。		
	7-1-9	消火栓の使用時においては、前号にかかわらず、配水管内が正圧に保たれているか。		
	7-1-10	配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最大静水圧が740キロパスカルを超えていないか。ただし、給水に支障がない場合は、この限りでない。		
	7-1-11 -イ	配水池等は、配水区域の近くに設けられ、かつ、地形及び地質に応じた安全性に考慮した位置に設けられているか。		
	7-1-11 -ロ	配水池等は、需要の変動を調整することができる容量を有し、必要に応じて、災害その他非常の場合の給水の安定性等を勘案した容量であるか。		
	7-1-12 -イ	配水管等は、管内で負圧が生じないようにするために必要な措置が講じられているか。		
	7-1-12 -ロ	配水管を埋設する場合にあっては、埋設場所の諸条件に応じて、適切な管の種類及び伸縮継手を使用されているか。		
	7-1-12 -ハ	配水管等は、必要に応じて、腐食の防止のために必要な措置が講じられているか。		
	7-1-13	ポンプを設ける場合にあっては、必要に応じて、水撃作用の軽減を図るために必要な措置が講じられているか。		
	7-1-14 -イ	ポンプは、需要の変動及び使用条件に応じて、必要量の浄水を安定的に供給することができる容量、台数及び形式であるか。		
	7-1-14 -ロ	ポンプは、予備設備が設けられているか。ただし、ポンプが停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。		
	7-1-15	前各号に掲げるもののほか、ポンプは、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な設備を有しているか。		
位置及び配列	8	水道施設の位置及び配列を定めるに当たっては、維持管理の確実性及び容易性、増設、改造及び更新の容易性並びに所要の水質の原水の確保の安定性を考慮しているか。		

※該当しない箇所は斜線

技術的基準省令別表第1（第1条関係）

（令和2年3月25日一部改正時点）

浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質は、次の表の基準に適合すること。

事項	基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.0003mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.00005mg/L以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.001mg/L以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.001mg/L以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.001mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.002mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.001mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/L以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.1mg/L以下
四塩化炭素	0.0002mg/L以下
1・4-ジオキサン	0.005mg/L以下
シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	0.004mg/L以下
ジクロロメタン	0.002mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001mg/L以下
ベンゼン	0.001mg/L以下
塩素酸	0.4mg/L以下
臭素酸	0.005mg/L以下
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、0.1mg/L以下
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.03mg/L以下
銅及びその化合物	銅の量に関して、0.1mg/L以下
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.005mg/L以下
陰イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
非イオン界面活性剤	0.005mg/L以下
フェノール類	フェノールの量に換算して、0.0005mg/L以下
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3mg/L以下
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	0.5度以下
アンチモン及びその化合物	0.002mg/L以下
ウラン及びその化合物	0.0002mg/L以下
ニッケル及びその化合物	0.002mg/L以下
1・2-ジクロロエタン	0.0004mg/L以下
亜塩素酸	0.6mg/L以下
二酸化塩素	0.6mg/L以下
銀及びその化合物	0.01mg/L以下
バリウム及びその化合物	0.07mg/L以下
モリブデン及びその化合物	0.007mg/L以下
アクリルアミド	0.00005mg/L以下

技術的基準省令別表第2（第1条関係）

（令和2年3月25日一部改正時点）

浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）の材質は、厚生労働大臣が定める資機材等の材質に関する試験により供試品について浸出させたとき、その浸出液は、次の表の基準に適合すること。

事項	基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.0003mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.00005mg/L以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.001mg/L以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.001mg/L以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.001mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.002mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.001mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/L以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.08mg/L以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.1mg/L以下
四塩化炭素	0.0002mg/L以下
1・4-ジオキサン	0.005mg/L以下
シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	0.004mg/L以下
ジクロロメタン	0.002mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001mg/L以下
ベンゼン	0.001mg/L以下
ホルムアルデヒド	0.008mg/L以下
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、0.1mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.02mg/L以下
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.03mg/L以下
銅及びその化合物	銅の量に関して、0.1mg/L以下
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、20mg/L以下
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.005mg/L以下
塩化物イオン	20mg/L以下
蒸発残留物	50mg/L以下
陰イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
非イオン界面活性剤	0.005mg/L以下
フェノール類	フェノールの量に換算して、0.0005mg/L以下
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5mg/L以下
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	0.5度以下
濁度	0.2度以下
1・2-ジクロロエタン	0.0004mg/L以下
アミン類	トリエチレンテトラミンとして、0.01mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.01mg/L以下
酢酸ビニル	0.01mg/L以下
N・N-ジメチルアニリン	0.01mg/L以下
スチレン	0.002mg/L以下
2・4-トルエンジアミン	0.002mg/L以下
2・6-トルエンジアミン	0.001mg/L以下
1・2-ブタジエン	0.001mg/L以下
1・3-ブタジエン	0.001mg/L以下

様式 3-1

第 号
年 月 日

(設置者) 様

() 保健福祉事務所長

印

専用水道の布設工事設計の確認について (通知)

水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) 第 33 条第 1 項の規定により、 年 月 日
付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計は、同法第 5 条の規定に基づく施設基
準に適合することを確認したので、同法第 33 条第 5 項の規定により通知します。

1 専用水道の設置場所

2 専用水道の名称

第 号
年 月 日

(設置者) 様

() 保健福祉事務所長

印

専用水道の布設工事設計の不適合について (通知)

水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) 第 33 条第 1 項の規定により、 年 月 日
付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計は、次の事項について、同法第 5 条の
規定に基づく施設基準に適合しないので、同法第 33 条第 5 項の規定により通知します。

- 1 適合しない事項及び理由
- 2 専用水道の設置場所
- 3 専用水道の名称

- ※ 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
60 日以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったこ
とを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の
取消しの訴えを提起することもできます。
- 3 上記 1 の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った
日の翌日から起算して 6 か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消し
の訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

(設置者) 様

() 保健福祉事務所長

印

専用水道の布設工事設計の確認不能について (通知)

水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) 第 33 条第 1 項の規定により、 年 月 日
付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計は、次の事項について、同法第 5 条の
規定に基づく施設基準に適合するかしないかを判断することができないので、同法第
33 条第 5 項の規定により通知します。

- 1 判断できない事項及び理由
- 2 専用水道の設置場所
- 3 専用水道の名称

- ※ 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
60 日以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったこ
とを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の
取消しの訴えを提起することもできます。
- 3 上記 1 の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った
日の翌日から起算して 6 か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消し
の訴えを提起することができます。

専用水道台帳

確認年月日	年	月	日	確認番号		
専用水道の名称						
専用水道の設置場所						
設置者の住所						
設置者の氏名						
設置者の連絡先						
水道技術管理者の住所						
水道技術管理者の氏名						
管理業務に専従する人数						
水の供給を受ける者の数	居住者	人	・	利用者	人	
主たる用途						
給水量	1日最大給水量	m ³				
	1日平均給水量	m ³				
工事着手年月日	年	月	日			
工事完了年月日	年	月	日			
給水開始年月日	年	月	日			
施設の概要	水源	自己水源	水源の種別			
		受水	供給元水道事業者			
	受水量		m ³ /日			
	取水施設	取水地点	地番			
			深さ(井戸)	m		
			採水層の深さ(井戸)	m		
		取水方法				
	取水量		m ³ /日			
	導水施設	導水ポンプ	型式	能力		
		導水管	材質：	口径	mm	延長 m
	浄水施設	処理方法				
		処理能力		m ³ /日		
		消毒設備	消毒剤の種類			
	注入装置の型式		能力			
	送水施設	送水ポンプ		型式	能力	
		送水管		材質：	口径	mm 延長 m
	配水施設	配水池(受水槽)		m ³ (有効容量 m ³)		
		高置水槽(圧力タンク)		有	無	(有効容量 m ³)
揚水ポンプ		型式	能力			
配水管		材質：	口径	mm 延長 m		
給水管		材質：	口径	mm 延長 m		

様式5 (用紙 日本産業規格A4縦長型)

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長 殿

住 所

郵便番号

氏 名

電 話 〔法人又は組合にあつては、所在地、名称及び
代表者の氏名〕

水質検査結果書の提出について

神奈川県水道法施行細則第12条第2項の規定により、 年 月分の水質検査結果の写しを別紙のとおり提出します。

- 1 専用水道の名称
- 2 検査年月日
- 3 検査機関
- 4 検査項目

(1) 定期検査

(2) 臨時検査

専用水道立入検査結果

年 月 日

保健福祉事務所

調査者

水道名		
水源		受水のみ ・ 受水+自己水源 ・ 自己水源 ・ その他()
立 会 い 者	設置者	
	水道技術 管理者	
	管理委託者	
指導事項等		

番号	確認項目	指導事項等
1. 一般事項		
【水道技術管理者】		
1-(1)	水道技術管理者は適切に選任されているか。	
1-(2)	水道技術管理者は水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	
【各種届出】		
1-(3)	記載事項変更届は適切に届出ているか。	
1-(4)	水道技術管理者変更届は適切に届出ているか。	
1-(5)	給水開始届は適切に届出ているか。	
1-(6)	業務委託開始届は適切に届出ているか。	
【給水開始前検査】		
1-(7)	給水開始前検査は適正に実施されているか。 (水質検査及び施設検査)	
	必要に応じて、水源等における水質についても検査を行っているか。	
	配水施設及び給水装置の新設・増設・改造の場合においても給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	
1-(8)	水質検査及び施設検査の記録を作成し、5年間保存されているか。	
【健康診断】		
1-(9)	定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに適切に実施されているか。(赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌)	
	臨時の健康診断が必要となるような状況は生じていないか。	
1-(10)	受診者は適正か。	
1-(11)	過去1年間の健康診断に関する記録は適切に保存されているか。	
2. 水道施設管理		
【施設基準】		
2-(1)	水道施設は施設基準を満たしているか。	
2-(2)	定期的な水道施設の点検と維持・修繕が行われているか。	回 / 月 点検実施 (貯水槽清掃 年 月 日)

番号	確認項目	指導事項等
2-(2)	点検した結果や、補修を行った場合の内容を記録し、保存されているか（コンクリート構造物の場合）。	
【記録・保存】		
2-(3)	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているか。	
2-(4)	施設の管理状況の記録は、適切になされているか。	
2-(5)	施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。	
【その他】 * 自己水源型（混合型含む）対象 *		
2-(6)	取水量は計画水量を超えていないか。	
	水源の許可書等は適切に申請、管理、更新しているか。	
3. 衛生管理		
【水道施設】		
3-(1)	水道施設についての汚染防止はなされているか。	
3-(2)	防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているか。	
【消毒】 * 3-(3)は自己水源型（混合型含む）対象 *		
3-(3)	消毒が適正な場所で行われているか。	
	予備の設備はあるか。	
3-(4)	給水栓における遊離残留塩素濃度は基準値以下とならないよう、適切に塩素消毒が実施されているか。	
4. 水質検査		
4-(1)	1日に1回以上の検査（色、濁り、残留塩素）を実施しているか。	
	1月に1回以上の水質検査を実施しているか。	
	3月に1回以上の水質検査を実施しているか。	
	省略した項目については、概ね3年に1回以上実施しているか。	
	検査項目は適切か。	
	検査頻度は適切か。	
	省略した検査項目の省略理由は適正か。	

番号	確認項目	指導事項等
4 - (1)	原水について、毎年 1 回は定期的に全項目検査（消毒副生成物及び味を除く。）を実施しているか。	
	必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	
4 - (2)	採水場所は適正か。	
4 - (3)	水質検査を適切な機関に委託しているか。	
	書面による直接契約が行われているか。	
4 - (4)	水質検査結果は水質基準を満たしているか。	
4 - (5)	臨時の水質検査は昨年度行ったか。	
4 - (6)	水質検査計画は策定されているか。	
4 - (7)	過去 5 年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	
5. 水質管理		* 自己水源型（混合型含む） *
5 - (1)	水源周辺及び上流域の汚染源の把握はされているか。	
【クリプトスポリジウム等対策】		
5 - (2)	水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ、リスクレベルを確認しているか（レベル 1～4）。	
5 - (3)	クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ、施設整備を実施しているか。	
	クリプトスポリジウム等の汚染リスクレベル別に原水等の検査を実施しているか。	
	ろ過設備又は紫外線処理設備の運転管理が適切に行われているか。	
5 - (4)	クリプトスポリジウム等による水道原水の汚染防止のため、水源対策を行っているか。	
	クリプトスポリジウム症等が発生した場合の応急対応が整備されているか。	
6. 危機管理対策		
6 - (1) ~ (7)	危機管理体制は確立されているか。	
	6 - (8) 薬剤等の保管、管理は適切になされているか。	

番号	確認項目	指導事項等
6-(9)	水道の基幹施設の耐震化は進めているか。	
6-(10)	停電時に配慮した施設の整備等がなされているか。	
6-(11)	漏水事故等に備え、資機材の保有・確保はされているか。	
7. その他		
7-(1)	水道法における第三者委託制度の活用を検討しているか。	
7-(2)	研修、講習等を行っているか。	
7-(3)	その他課題はあるか。	

* 番号は、専用水道立入検査表の項目番号